

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
四万十町	株式会社四万十交通	(1) 弘川線	窪川駅	神ノ西	弘川奥	往 8.5km 復 8.5km	52 日	182.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(2) 道德線	窪川駅	本堂	道德奥	往19.4km 復19.4km	52 日	234.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(3) 奥呉地線	窪川駅	下呉地	奥呉地	往18.9km 復18.9km	52 日	260.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(4) 折合線	窪川駅	川口小 前	折合奥	往19.3km 復19.3km	52 日	130.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(5) 折合線(天ノ川西経由)	窪川駅	天ノ川 西	折合奥	往23.2km 復23.2km	52 日	78.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(6) 若井川線	窪川駅	若井川	峰ノ上	往12.9km 復12.9km	53 日	185.5 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(7) 川ノ内線	窪川駅	西川角	川ノ内	往14.1km 復14.1km	53 日	185.5 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(8) 神ノ川線(水源地)	窪川駅	口神	水源地	往13.3km 復13.3km	51 日	166.5 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(9) 神ノ川線(奥神ノ川)	窪川駅	口神	奥神ノ川	往14.9km 復14.9km	51 日	12.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(10) 床鍋線	窪川駅	仁井田 西	床鍋	往16.2km 復16.2km	51 日	255.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(11) 東北ノ川線	窪川駅	奥川奥	東北ノ川	【循環線】 34.0km	52 日	260.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(12) 飯ノ川線	窪川駅	富岡	飯ノ川奥	往19.4km 復19.4km	52 日	234.0 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR及び土佐くろしお鉄道 窪川駅にて、鉄道線と接続	③ 継続
		(13) 小野線	小野上	願成寺 前	昭和上	往10.4km 復10.4km	51 日	178.5 回			路線定期	②-(1) 過疎地域	JR予土線十川駅、昭和本 (土佐昭和駅)にて、鉄道 線と接続	③ 継続

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。